

## 露店等の開設における遵守事項

- 1 開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から5 m以内の場所には設置しないこと。
- 2 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 火気等を使う露店等には、消火器を設置し、その他の露店等には、水バケツ等の消火準備を整え、取扱方法等を徹底する。
- 4 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 5 LPガス、カセットこんろ、暖房器具等の火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 6 携帯発電機は、原則使用しないこと。
- 7 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器に入れるか、防炎処理した覆いをするように徹底すること。
- 8 露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 9 実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、消防署に連絡すること。

### 金武地区消防衛生組合消防本部

金武消防署	098-968-2440
宜野座分遣所	098-968-8315
恩納分遣所	098-966-8118

# 該当する項目を自主チェックしてください

イベント名 \_\_\_\_\_

出店品目 \_\_\_\_\_

点検日 平成 年 月 日

点検者指名 \_\_\_\_\_

自主点検表		確認欄
開設場所	開設場所については、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から5 m以内の場所には設置していません。	
	消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置していません。	
自主防火管理 (消火準備)	消火器の正しい取扱方法を確認しています。	
	万が一に備え、119番通報、避難誘導等の担当者を決めています。	
火気器具等	火気器具等は安定した不燃性の床などの上で使用しています。	
	火気器具等の近くには、燃えやすい物を置いていません。	
	火気器具等の周囲は、常に整理、清掃に努めています。	
液化石油ガス	ボンベは転倒しないように鎖等で固定し、火気器具等から2メートル以上離れています。	
	ゴムホースは、ひび割れ等で劣化のないLPガス専用のものを使っています。	
	ゴムホースの接続部には、抜け防止用のホースバンドを使用しています。	
カセットコンロ	カセットコンロを使用する場合は、正しい取扱をしています。	
まき、炭等	まき、炭等を使用する際には、みだりにその場を離れず、残り火や取り灰などの後始末を確実にを行います。	
電気器具	たこ足配線はせず、許容電流を守っています。	
	水がかかるおそれのある電気器具は、防水性能を有しているものを使用しています。	
	電気配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしています。	
携帯発電機	発電機の正しい使用・取扱方法を確実に理解しています。	
	途中で給油しなくても良いようにしています。	
危険物容器 (ガソリン等)	危険物容器は、消防法令に適合したものを使用し、取扱説明書に基づき、正しく使用します。	
	容器のキャップを開ける前には、必ず安全な場所で圧力調整弁から圧力抜きを確実にを行います。	
暖房器具	暖房器具は、燃えやすい物から十分に離して使用し使用中はその場を離れません。	
放火防止対策等	露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物は、持ち帰ってください。	